

5. 会計帳簿等の保存の義務化、会計帳簿の閲覧請求要件の緩和

会計帳簿について、会計帳簿の閉鎖後10年間の保存が義務づけられました。また、会計帳簿の閲覧請求要件が、総組合員の「10分の1」から「100分の3」に緩和されました（定款でこの割合をさらに緩和することも可能。ただし、共済事業を行う組合及び）信用協同組合・連合会については「100分の3」は「10分の1」とされています。

6. 施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告の作成

これまで、組合が作成しなければならない決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）や事業報告書、監査報告については、法令上に特段の作成基準が示されていませんでした。

これらについて、主務省令（施行規則）に基づき作成することが義務づけられ（中協法第40条、前掲、具体的な作成基準が定められました。これらの決算関係書類、事業報告書、監査報告の様式は施行規則に示められておりませんので、個々の組合で施行規則の該当条文を理解し作成することが必要です。

施行規則で示された区分等を踏まえた決算関係書類、事業報告書の様式例としては、次のようなものが考えられます。なお、この様式に示した個々の勘定科目や項目の中の網掛けの部分以外については、省令施行後最初に到来する決算期において、それぞれの書類に記載が義務づけられておりません。また、勘定科目については従来から全国中央会が示してきた中小企業等会計基準と今回の改正省令を参考に作成しており、省令に規定する勘定科目をすべて網羅したものとはなっていません。したがって、今後改訂を予定している中小企業等協同組合会計基準において修正される可能性があることにご留意ください。

また、省令の施行前に到来した決算期に関して組合が作成する貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、事業報告書については、この規則に沿って書類作成を行う必要はありません。

監査報告については、特段の経過措置が設けられていないことから、施行規則に基づき作成する必要があります。

7. 軽微な規約等の変更の場合の総会議決の省略

規約等の設定、変更、廃止は総会の議決事項ですが、軽微な変更及び主務省令（施行規則）で定める変更事項に関しては、定款でその旨及び組合員への通知方法等を定めることにより、総会の議決を要しないこととすることができるようになりました。

8. 理事、監事ごとの役員報酬の設定

会社法の準用により、理事、監事の報酬の設定は、それぞれに区分し、総会の議決を経るか、定款へ記載することが必要となりました。

9. 共済事業に関する定義の創設

共済事業に関する定義が創設され、組合が行う福利厚生事業のうちで主務省令で定める一定の共済事業に対して諸規制が課されることとなりました。一定の共済金額を超えない共済事業については諸規制は課されませんが、一定の共済金額を超える場合には事業の名称等を問わず共済事業とみなされる場合がありますので注意が必要です。